

平成31年2月12日（火）
国土交通省 関東地方整備局
建 政 部

記者発表資料

宅地建物取引業者に対する監督処分について

関東地方整備局は、株式会社フューチャーイノベーションに対し、宅地建物取引業法に基づく処分を実施しました。
詳細は別紙のとおりです。

発表記者クラブ

埼玉県政記者クラブ
竹芝記者クラブ
横浜海事記者クラブ
神奈川建設記者会

問い合わせ先

建政部 建設産業第二課長 やまざき山崎 さとる聡 (内線6651)
建設産業第二課長補佐 やまざき山崎 ひでたか秀孝 (内線6652)
電 話 048-601-3151 (代表)

平成31年2月12日
関東地方整備局

宅地建物取引業者に対する監督処分について

株式会社フューチャーイノベーションの宅地建物取引業法違反について、国土交通省関東地方整備局は、本日同社に対し、宅地建物取引業法に基づく監督処分を下記のとおり行いました。

記

1 処分内容

宅地建物取引業法第65条第1項に基づく指示

(1) 今回の違反行為の再発を防ぐため、少なくとも以下の事項について、必要な措置を講ずること。

- ① 今回の違反行為の内容及びこれに対する処分内容等について、役職員に対し、速やかに周知徹底すること。
- ② 宅地建物取引業法及び関係法令の遵守を社内で徹底するとともに、社内研修・教育の計画を作成し、役職員に対し継続的にこれを実施すること。
- ③ 日常の業務運営に関する調査・点検を行うとともに、社内の業務管理体制の整備に努めること。

特に、宅地建物取引業及びその遂行に関する業務の適正な運営を確保するため、必要な措置を講ずること。

(2) 前項各号について講じた措置（貴社において前項に係る措置以外に講じた措置がある場合はこれを含む。）を、平成31年3月15日までに文書をもって報告することとともに、当該措置の実施状況を概ね6カ月後に文書をもって報告すること。

2 処分理由

被処分者は、少なくとも5件の買主との間のシェアハウス用の宅地の売買の媒介にあたって、売主業者を介して融資を受ける金融機関に提出する買主の通帳等の資産資料について、売主業者が保有資産の金額を修正して提出することを認識したうえで、買主から入手した資産資料を売主業者に送付し、修正のない金額であれば融資承認を受けられず買主が購入できないおそれのある上記宅地の売買契約を成立させた。

このことは、宅地建物取引業法第65条第1項第2号に該当する。

(参考) 株式会社フューチャーイノベーション
代表取締役 新倉 健太郎
東京都港区新橋1-18-21
国土交通大臣(1)第9196号